はしがき

成人式を社会学する――。本書を手にとったあなたは、「なるほど!」と思っただろうか。それと

も「なんで?」と思っただろうか。

本書のねらいは2つある。ひとつは、成人式にまつわる素朴な疑問に答えを提供する、成人式の概説書となることだ。成人式はいつなんのために始まったのか、他の国にもあるのか、外国ルーツの人はどうしているのか、18歳成人になって成人式はどうなったのか、いつから振袖を着るようになったのか、一時期騒がれていた「荒れる成人式」ってなんだったのか、よく報道で目にする北九州や沖縄の成人式ではいったい何が起きているのか、そもそも大人になるってどういうことなのか――。こうした疑問に、本書はそれなりの答えを用意していると思う。

もうひとつは、それを通じて社会学という学問を体験してもらう、 社会学入門的な読み物であることだ。成人式にまつわる素朴な疑問 に答えていくことは、大人や若者、成人の日や式典のあり方や是非 をめぐる議論に結論を出すことではない。調べれば調べるほど、結 **論探しは無意味とわかり、代わりにこのイベントの曖昧模糊とした** 性質,そこで交錯する様々な人生こそが,浮かびあがる。本書はこ れを、社会学の視角と方法で、より鮮明に描き出すことをめざした。 この一見マニアックなテーマは、若者やファッション、文化、社 会意識,逸脱,地域や階層,ジェンダー,エスニシティといった, 社会学の幅広い領域のアプローチを一覧することを可能とする。記 事分析や計量分析、インタビューといった各章の多彩な手法は、レ ポートや卒論でも参考になるだろう。だから、社会学に関心のある 様々な読者に、ぜひ読んでほしい(そうでない人も、これをきっかけ に社会学に興味を持ってもらえるとうれしい)。成人式のときの自分を. 頭の片隅に思い浮かべながら……。 編者

『成人式を社会学する』目次

序章	「成人式」への社会学的アプローチ」
	社会のしくみの襞を浮かび上がらせる
1	成人式の奇妙さ エ
2	根拠の希薄な線引きとしての「成人」3
	2-1 曖昧に決まった「20歳」 3 2-2 問われ続ける「20歳」
	6 2-3 残り続ける「20歳」 7
3	批判されながら規範化する成人式 10
	3-1 当初よりの融通無碍な性質 ro 3-2 問い直されながらな
	くならない成人式 12 3-3 規範化する 21 世紀の成人式 15
4	成人式を社会学する 18
第 1	章 成人式言説の変遷と青年・若者観21
	年齢をめぐる普遍性と階層性の忘却
1	成人式言説はいかにして若者の差異を忘却したか 21
2	時代区分 23
_	2-1 政治経済状況と青年・若者の教育状況の変遷 23 2-2 成
	人式言説の変遷 25
3	ノンエリート向けだった成人式――敗戦後の模索期 27
	3-1 当初より迷走する成人式 27 3-2 社会教育という文脈
	29 3-3 青少年問題という文脈 31
4	普遍性と階層性の交錯――ルーツとしての戦前期 33
	4-1 「大人になる」イメージのルーツ 33 4-2 「青年」イメー
	ジのルーツ 34 4-3 農村青年教化の手段としての社会教育 35
	4-4 勤労青少年の不良化予防のための青少年行政 37 4-5 階
	層性を捨象した戦後民主主義の理念 38
5	普遍性を志向する成人式――高度成長期における定着 39

5-1 成人式と言説の「定着」 39 5-2 階層差の自覚の後景化 41 5-3 全青少年の「健全育成」 42 5-4 序列化された学校

教育への「包摂」 43	5-5	戦後日本型青年期と	「標準的ラ	イフコ
ース」 ₄₅				
目的を見失った成人式一	——安	定成長期以降のア	ノミー	47

- 6 目的を見失った成人式――安定成長期以降のアノミー 47 6-1 成人式のアノミー 47 6-2 「荒れる成人式」モラル・パニック 49 6-3 「青少年」への批判的まなざし 51 6-4 「子ども・若者」への反省的まなざし 53
- 7 相対化されつつ続く成人式――格差の自覚と「標準」の根強 さのあわいでの再編 54

7-1 格差自覚期における人生前半期支援の機運 54 7-2 成人 式言説のささやかな再編 57 7-3 20歳を集める機会としての成 人式 58 7-4 戦後日本型青年期の呪縛のなかで 60

- 1 成人式と着物をめぐる欲望への問い 65
- 2 成人式と着物の遭逢 68

2-1 非日常の盛装としての着物 68 2-2 成人式と「正しい」 着物 73 2-3 着物の購入と所有をめぐる幸福と不幸 77

- 3 成人式と着物の再会 83
 - 3-1 振袖と成人式の先鋭化 8₃ 3-2 ママ振というモノ語り (物語) 8₇ 3-3 レンタルという社会的行為 90
- 4 レンタルに込められた欲望 95

第3章 現代社会における人びとの

「大人である」という認識

計量分析から見る主観的評価と客観的条件

- 1 成人式と「大人である」こと 101
 - 1-1 筆者の成人式経験 101 1-2 成人期への移行の変容と新たなライフステージの出現? 102 1-3 現代社会と人びとの「大人である」という認識 104
- 2 3つの問いと計量分析によるアプローチ 106

- 2-1 本章の問い 106 2-2 東大社研若年・壮年パネル調査データ 107
- 3 「大人である」という主観とその条件 109

3-1 自分は「大人である」という認識と性別・年齢との関連 109 3-2 「大人である」ことの条件とその共通性 111

- 4 誰がその条件を挙げるのか 114
 - 4-1 分析方法——二項ロジスティック回帰分析 114 4-2 社会 的属性とライフイベントの経験の影響 115
- 5 誰が自分を「大人である」と考えるのか 119 5-1 社会的属性が自己認識に与える影響 119 5-2 「大人である」ことの客観的条件が自己認識に与える影響 122 5-3 「大人である」ことの条件の実現が自己認識に与える影響 124
- 6 「大人である」ことへの意識から見た現代社会 125
- 第4章 「荒れる成人式」とは何だったのか…………129 「大人になれない」新成人をめぐるモラル・パニック
 - 1 「荒れる成人式」とは何だったのか? 129

1-1 「荒れる成人式」という社会問題 129 1-2 成人式は本当 に荒れたのか? 131

- 2 全国紙と週刊誌 132
 - 2-1 新聞記事 132 2-2 週刊誌記事 134
- 3 記事分析の視角と背景 135

3-1 モラル・パニックとは何か? 135 3-2 モラル・パニック の継起モデル 137 3-3 青少年問題という文脈 138 3-4 「荒れる成人式」問題の背景 139 3-5 「荒れる成人式」の分析に向けて 140

4 2001 年成人の荒れ 141

4-1 「荒れる成人式」の誕生 141 4-2 2001年の「荒れる成人 式」の概観 143 4-3 新成人への批判 145 4-4 成人式へ の批判 149 4-5 2001年の成人式から 2002年の成人式へ 150

5 2002 年成人の荒れ 151

5-1 「荒れる成人式」への対応 151 5-2 まだ少し荒れる本社

版 153 5-3 もう荒れない週刊誌, 地方版 157 5-4 「荒れる成人式」の終焉 159 5-5 「荒れる成人式」のその後 160

6 負の象徴としての「荒れる成人式 163

第5章 「鏡」としての沖縄の成人式 ……………………167 階層とジェンダーから見た共同性との距離

- 1 沖縄の成人式における階層とジェンダー 167
 - 1-1 問題意識 167 1-2 分析の視点——階層とジェンダーから 見た沖縄的共同性との距離 169
- 2 沖縄の「荒れる成人式」論の批判的検討 171
 - 2-1 沖縄の成人式の歴史的変遷 171 2-2 論じられてこなかったのはどの層か? 172
- 3 成人式調査の概要 175
- 4 中間層の男性たちにとっての成人式 178

4-1 派手なパフォーマンスに参加する経緯とその内容 179 4-2 事前準備にかかるコスト 181 4-3 派手なパフォーマンスが「かっこいい」 184 4-4 パフォーマンスの後――家族や親族に顔を出す 186

- 5 中間層以外の男性たちにとっての成人式 188
 - 5-1 中間層周辺の男性たち――出身中学内の複数の袴 189 5-2 安定層の男性たち――袴を着る選択肢の不在 191 5-3 「語り方」の違い――エピソードの具体性と多寡 193
- 6 女性たちにとっての成人式 194
 - 6-1 成人式とのそれぞれの距離①――式参加を当然視する女性 194
 - 6-2 成人式とのそれぞれの距離②----式から距離をとる女性 198
 - 6-3 顔を見せる――家族・親族をめぐる共同体規範 199 6-4 女性固有の経験①――「振袖を着ること」に着目して 200 6-5 女性固有の経験②――出産と育児に着目して 202
- 7 「鏡」としての成人式とライフコース 205

第6章 在日コリアン2大民族団体と「成人式」……211 同化を差異化で上書きする「自分たち」の行事

- 1 エスニシティ論から考える 211
 - 1-1 問題意識 211 1-2 方法と仮説 213
- 2 前提と背景について 216
 - 2-1 在日コリアンと民族団体 216 2-2 在日外国人と成人式 219 2-3 時期区分 224
- 3 2 大民族団体の「成人式」①——1960~70 年代 225 3-1 1960 年代から開催していた民団傘下の青年団体 225 3-2 地域組織から始まった総連系の祝賀行事 228
- 4 2 大民族団体の「成人式」②——1980~90 年代 230 4-1 民団成人式,最盛期から過渡期へ 230 4-2 総連,1987 年に「在日朝鮮青年の日」制定 237
- 5 2 大民族団体の「成人式」③——2000 年代~ 242 5-1 模索し再帰化,拡散していく民団成人式 242 5-2 同窓会 化,身内イベント感強まる総連成人式 249
- 6 同化と差異化のはざまで 252
 - 6-1 「成人になる」という儀式の普遍性と利便性 252 6-2 差 異化するツールとしてのチマ・チョゴリ 254
- 終章 奇妙なものにあふれたこの社会で …………259 「成人式」という対象と「社会学」という方法
 - 1 「狭くて広い」本書成立の経緯 259
 - 2 「社会学」とは何か 261
 - 2-1 自身がかかわる社会事象を正面から 261 2-2 「常識をうまく手放す」ために 262
 - 3 「成人式を社会学する」 2643-1 差異と変化を追う 264 3-2 イメージとリアリティに迫る 268
 - 4 社会の「鏡」としての成人式 272

索引 277

執筆者紹介

(執筆順。◆は編者)

◆元森絵里子(もともり えりこ)

[序章. 第1章]

1977年、東京都生まれ。明治学院大学社会学部教授。

専門は歴史社会学、子ども社会学。東京大学大学院総合文化研究科博士課程修了。博士(学術)。著書に『多様な子どもの近代――稼ぐ・貰われる・消費する年少者たち』(2021年[共著],青弓社)、『子どもへの視角――新しい子ども社会研究』(2020年[共編著],新曜社)、『語られない「子ども」の近代――年少者保護制度の歴史社会学』(2014年,勁草書房)、『「子ども」語りの社会学――近現代日本における教育言説の歴史』(2009年,勁草書房)など。

小形道正 (おがた みちまさ)

[第2章]

1985年, 長崎県生まれ。大妻女子大学家政学部専任講師。

専門は文化と芸術の社会学、社会理論、現代社会論。東京大学大学院総合文化研究科博士課程満期単位取得退学。著書に『戦後日本の社会意識論――ある社会学的想像力の系譜』(2023年[分担執筆]、有斐閣)、『ドレス・コード?――着る人たちのゲーム』(2019年[共編著]、京都服飾文化研究財団)、論文に「ファッション・デザイナーの変容――モードの貫徹と歴史化の行方」(2016年、『社会学評論』67 [1])、「贈与・所有・変身――衣服をめぐる欲望の相乗性と相剋性から」(2023年、『思想』1192)。

林 雄亮 (はやし ゆうすけ)

[第3章]

1980年、北海道生まれ。武蔵大学社会学部教授。

専門は計量社会学、性科学。東北大学大学院文学研究科博士課程修了。博士(文学)。著書に『格差社会のセカンドチャンスを探して――東大社研パネル調査でみる人生挽回の可能性』(2024年[分担執筆], 勁草書房), 『若者の性の現在地――青少年の性行動全国調査と複合的アプローチから考える』(2022年[共編著], 勁草書房), 『少子高齢社会の階層構造 1 人生初期の階層構造』(2021年[分担執筆], 東京大学出版会), 『青少年の性行動

はどう変わってきたか――全国調査にみる 40 年間』(2018 年 [編著], ミネルヴァ書房) など。

赤羽由起夫 (あかはね ゆきお)

[第4章]

1983年、長野県生まれ。北陸学院大学社会学部准教授。

専門は犯罪社会学。筑波大学大学院人文社会科学研究科博士課程修了。博士(社会学)。著書に『少年犯罪報道と心理主義化の社会学――子どもの「心」を問題化する社会』(2022年, 晃洋書房)、『社会病理学の足跡と再構成』(2019年 [分担執筆]、学文社)、論文に「犯行動機の理解不能性の社会学――『心の闇』と『意味不明』の比較分析」(2021年, 『犯罪社会学研究』46)、「『心の闇』を理解する意味はあるのか?」(2022年, 『現代思想』50 [9])など。

上原健太郎(うえはら けんたろう)

[第5章]

1985年、沖縄県生まれ。大阪国際大学人間科学部准教授。

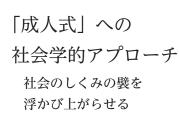
専門は社会学,沖縄研究。大阪市立大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学。博士(文学)。著書に『ふれる社会学』(2019年[共編著],北樹出版),『社会再構築の挑戦――地域・多様性・未来』(2020年[分担執筆],ミネルヴァ書房),『地元を生きる――沖縄的共同性の社会学』(2020年[共著],ナカニシヤ出版),『沖縄の生活史』(2023年[分担執筆],みすず書房)など。

◆ハン・トンヒョン(韓 東賢)

[第6章,終章]

1968年, 東京都生まれ。日本映画大学映画学部教授。

専門は社会学、ネイション・エスニシティ論。東京大学大学院総合文化研究科博士課程単位取得退学。著書に『ポリティカル・コレクトネスからどこへ』(2022年[共著]、有斐閣)、『平成史[完全版]』(2019年[共著]、河出書房新社)、『ジェンダーとセクシュアリティで見る東アジア』(2017年[分担執筆]、勁草書房)、『チマ・チョゴリ制服の民族誌(エスノグラフィー)――その誕生と朝鮮学校の女性たち』(2006年、双風舎)など。



序 章

元森絵里子

1 成人式の奇妙さ

成人年齢を引き下げた改正民法が施行されてはじめての「成人の日」だった 2023 年 1 月 9 日,多くの自治体は、18 歳ではなく20 歳を祝う式典を引き続き開催した。三重県伊賀市など、同年 5 月の連休や夏休みに18 歳を対象として開催した自治体もあるが、「20 歳がよかった」との声が報道された。高校を卒業して間がないことや、飲酒年齢は20 歳が維持されて式後に飲酒できないことが、20 歳の祝典を支持する理由として語られている。

ウェブ調査会社マクロミルが 2022 年 12 月に 20 歳のモニター会員 500 名に行ったアンケートによれば、2023 年の成人式に「参加する」66.2%、「参加を迷っている」11.8%、「参加しない」18.4%、「まだ決めていない」3.6% であった(マクロミル 2023)。式典に当然のように参加する若者は少なくない。成人の日のワイドショーやニュース番組では、毎年、出演者が自身の成人式の思い出を語っている。式に行く行かないにかかわらず、節目として、その日、その時期をどう過ごしたかを語らされるイベントが、成人式であり、成人の日なのである。

しかし、人類学的な意味での通過儀礼とは別に、自治体ごとの式

Ι

典というかたちで「成人」を祝う慣習は世界でもめずらしい。そのあり方をめぐっては、着物コンテスト状態である、同窓会化して式典の意味が失われているといった批判が、かなり前から繰り返されている。成人式のほうが時代に合わせて変わるべきだという意見も、いっそ廃止をという声も、けっしてここ 10 年 20 年といった新しいものではない。

にもかかわらず、成人式は今も続いている。ひとりの人生ではただ1回経験するにすぎないこのイベントは、18歳に動かすことに当面抵抗が見られる程度には、この社会に組み込まれている。何か問題が起きると、成人式は必要かという調査がなされたり、その是非が論じられたりしつつも、全国各地で成人式は毎年開かれている。そもそも成人式とは何なのか。20歳という節目はなぜ定着したのか。

調べればすぐわかることだが、実は、20歳という基準も、成人式というイベントが何を目的とするものだったのかも、当初から一貫して曖昧である。つまり、成人式の是非やよりよい成人式のあり方を論じようにも、そもそもの成人式とは何かが定まっていないのである。成人式には、まじめな議論を骨抜きにしてしまう性質がある。

序章では、この曖昧さを確認しつつ、それにもかかわらず続いている成人式というイベントの奇妙さをたどり、成人式に対して社会学的なアプローチをとる意味を述べたい。

なお、成人式にあたる式典の名称は、自治体によってばらつきがある。さらに、成人年齢の変更にともない、「はたちのつどい」の類に名称変更した自治体が多い。また、開催日も1月の「成人の日」ではなく、5月の連休や夏休みに行う自治体もある。しかし、本書では、全国各地で「成人の日」を1つの根拠に開かれる若者

の成長を祝うイベントを,一律に「成人式」と呼んでおくこととする。

2 根拠の希薄な線引きとしての「成人」

2-1 曖昧に決まった「20歳」

そもそも「成人」の基準が20歳に定まった理由ははっきりしない。

江戸期から明治初期の「一人前」は、20歳よりはるかに前に訪れている。1880年の各地の慣例を調べた『全国民事慣例類集』では、一人前を意味する「丁年」とそれ以前の「幼年」の境は、15歳から22~23歳と各地でばらつきがあるものの、最多は15歳と報告されている(生田1880:317-27)。明治初期はそれに倣う法も多く、棄児養育米給与方(1871年)は15歳未満の捨て子を養育する者への給付を定め、生活保護法制にあたる恤救規則(1874年)では15歳以下を救済基準の一つに定めている(ともにのちに13歳に引き下げられる)。1872年の学制(学事奨励ニ関スル被仰出書)では、学齢(就学年齢)は6歳から14歳と定めており、当時は、庇護が必要な年齢は10代前半までで、それ以降は自分で何とかせねばならないというリアリティがあったといえる。

しかし、並行して、近代的諸制度とともに、20歳というずいぶん高い線引きが入り込んでいる(以下、表序-1も参照)。1873年の徴兵令が徴兵検査を20歳と定めた。これを昭和期の兵役法が引き継ぎ、20歳は男子の人生の節目として定着することになる。さらに、1876年太政官布告41号によって、「自今満弐拾年ヲ以テ丁年ト相定候」と通達される。民事法制では、明治民法がこれを踏襲す

表序-1 各法制度上で「大人」と「子ども」を分かつ線の変遷

1876 (明 9) 太政官布告 41 号 丁年=20 歳

- **兵** 役 1873 (明 6) **徴兵令** 徴兵検査 20 歳
 - 1927 (昭 2) 兵役法 徴兵検査 20 歳
 - →1943 (昭 18) 19歳に引き下げ
 - →1945 (昭 20) 廃止
- **民** 法 1896 (明 29) **明治民法** 成人年齡 20 歳,婚姻年齡男子 17 歳,女子 15 歳
 - →1947 (昭 22) **民法** 成人年齢 20 歳,婚姻年齢男子 18 歳・ 女子 16 歳
 - →2022 (令 4) **民法改正** 成人年齢 18 歳,婚姻年齢男女とも 18 歳
- 義務教育 1907 (明 40) 第三次小学校令 義務教育 6 年制, 12 歳まで
 - →1941 (昭 16) **国民学校令** 初等教育 8 年が義務, 14 歳まで *ただし実施前に戦争激化
 - →1947 (昭 22) 学校教育法 義務教育 9 年制, 15 歳まで
- 労働 1911 (明 44) 工場法 (15名以上雇用の工場) 12歳未満雇用禁止 (軽易な作業 10歳以上可) +15歳未満&女子深夜業不可・労働時間 12時間以内
 - →1923 (大 12) 改正工場法+工業労働者最低年齢法 14 歳未 満+16 歳未満&女子深夜業不可・労働時間 11 時間以内
 - →1938 (昭 13) **商店法** (50 名以上雇用の店舗) 16 歳未満& 女子労働時間 11 時間以内
 - →1947 (昭 22) **労働基準法** 全産業で 15 歳未満の雇用禁止, 18 歳未満は「年少者」として制限あり
 - →1998 (平 10) 雇用禁止を「満 15 歳に達した日以後の最初の 3月31日が終了するまで」に修正
- **選 挙 権** 1889 (明 22) **衆議院議員選挙法** 直接国税を15円以上納める25歳以上の男子
 - →1900 (明33) 10円に変更→1919 (大8) 3円に変更
 - →1925 (大 14) 男子普通選挙の実現, 25歳以上
 - *議論の中心は無産者で年齢ではない

- →1945 (昭 20) 男女普通選挙の実現、20歳以上
 - *議論の中心は女性で年齢ではない
- →1950 (昭 25) 公職選挙法
- →2015 (平 27) **公職選挙法改正** 選挙年齢 18 歳

*高校生と政治が話題に

少年司法 1908 (明 41) 刑法 責任年齢 14歳→現在も変更なし

- →1922 (大 11) **大正少年法** 少年=18 歳未満(収容能力の問題で成人年齢より下に)
- →1948 (昭 23) 少年法 少年=20 歳未満
- →2022 (令4) 少年法改正 18,19歳を特定少年とする

児童福祉 1933 (昭 8) 児童虐待防止法 児童=14 歳未満 軽業・曲馬・ 見世物等禁止

> →1947 (昭 22) **児童福祉法** 児童=18 歳未満 1994 (平 6) **国連児童の権利条約**批准 児童=18 歳未満

飲酒喫煙 1900 (明 33) 未成年者喫煙禁止法

- →1922 (大 11) 未成年者飲酒禁止法
- →2022 (令 4) 二十歳未満喫煙禁止法・二十歳未満飲酒禁止法

(出所) 筆者作成。

る。この民事上の成人年齢 20 歳は、2022 年の 18 歳への引き下げまで維持されたということになる。

ただし、この「丁年」を20歳とした理由は適当なものだったと、広井多鶴子の研究が明らかにしている(広井 2001)。西洋式の各種法制度を導入せねばならないなか、「丁年」「成丁」の年齢を法令で定める必要が生じる。当時、西洋諸国では18歳を徴兵年齢、21歳を成人年齢としている国が多かった。法制局が、線引きを一定にしないと不都合が多いが、早く区切ると子どもに害があり、遅すぎると独立を妨げ保護のつもりが束縛になると論じたうえで、20歳ではどうかと提案する。審議を行った元老院では、権利を持ち義務を負うべき年齢としてどのくらいが妥当か慎重に検討しようという声はかき消され、とにかく早く一般的なルールを定める必要がある

からと、「ほとんど議論もなされないまま、満 20 歳を丁年とすることが決ま」ったという(広井 2001:5)。この勇み足の決定が、今に続く私たちの「20 歳=一人前」というリアリティの大本といえる。

2-2 問われ続ける「20歳」

ただし、現行民法上の成人年齢の指し示すものは、日常的感覚の「成人=大人」よりはるかに限定的である。保護者の同意がなくとも契約ができ、父母の親権に服さなくてよいという程度の意味である。しかも、民法は、2022年の改正まで、婚姻年齢は成人年齢とは別に設定してきた。明治民法の婚姻年齢は、男子17歳、女子15歳(男子30歳、女子25歳から親の許可不要)であり、戦後の新民法でも、男子18歳、女子16歳であった。

民法や徴兵令・兵役法の外に目を向ければ、20歳という線引きの適用範囲はさらに狭いことがわかる。戦前期の義務教育は、1907年に6年間と定められて以来、1947年までこれが続いている。就労制限は、工場法の12歳未満の雇用禁止に始まるが、適用範囲は限定されていた。選挙権は、納税額による制限を廃した普通選挙法に至っても、25歳以上の男性のみであった。

戦前期の日本は、階層格差が今よりはるかに自明な社会であった。 義務教育以降も長く教育を受け、徴兵免除の特権を得て参政権を握る層と、そうではない層の「一人前」のリアリティには差があったであろう。女性はそもそも別扱いだった。戦後、女性参政権も認められ、選挙権は20歳に引き下げられて成人年齢と一致することになるが、義務教育は教育基本法、学校教育法で9年15歳までとされ、雇用は労働基準法で15歳以上と定められている。

これに対して、現代も「成人」の証のようにとらえられている飲

酒・喫煙年齢は、戦前期から成人年齢と揃えられてきた。これは、 未成年者喫煙禁止法と未成年者飲酒禁止法が、「未成年」という民 法と連動する呼称で禁止対象を定めてきたことによる。諸外国の類 似法制に沿わせたかたちでさしたる審議もなく可決された喫煙禁止 法に対して、飲酒禁止法のほうは反対が多く、可決までになんと 22年を要している¹。しかも、21世紀転換期になって、受動喫煙 や飲酒運転事故などが問題化して取り締まりが厳しくなるまで、長 らく違反がかなり見逃されてきた法でもある。

少年法の対象が 20 歳未満となったのは、戦後からである。大正 少年法の制定時には、対象は 18 歳未満と定義された。一方、戦後 に制定された児童福祉法は、当初より対象を 18 歳未満と定義して おり、民法上の成人になるまでの 2 年間の支援が課題になっても いた。

結局,「20歳」という線引きは,法制度上ですら確固たる基準ではなかったといえる。もちろん戦前期に男子の徴兵検査の持つインパクトは大きかったため,20歳が大きな節目という感覚は,早い段階で日本社会に根付いていたとはいえよう。しかし,階層格差の大きい戦前期から高度経済成長期まで,就労,結婚,飲酒・喫煙などの現代日本で「大人のメルクマール」と思われていることを早く経験する層も少なくなかった。

2-3 残り続ける「20歳」

このように、「20歳=大きな節目」というリアリティは、けっして確固たる根拠があるものではない。にもかかわらず何となく定着

¹ 未成年者喫煙禁止法については、林(1995)を、未成年者飲酒禁止法については、元森(2014)の第4章を参照されたい。

表序-2 選挙年齢から始まる法改正

- 2000 (平 12) 「21 世紀日本の構想」懇談会 (小渕首相の私的諮問機関) 選挙年齢の引き下げに言及
- 2006 (平18) 憲法改正国民投票法案の審議開始
- 2007 (平 19) **憲法改正国民投票法** 3 年以内に 18 歳選挙権を実現する という附則
- 2009 (平 21) **法制審議会** 選挙権にあわせて民法の成人年齢も引き下げ るのが妥当と答申
- 2014 (平 26) **憲法改正国民投票法**の一部を改正する法律 2018 年から 18 歳と決定
- 2015 (平 27) 公職選挙法改正選挙年齢 18歳高校生と政治が話題に(2016.6 施行)
- 2018 (平 30) **民法改正** 成人年齢 18歳,婚姻年齢男女とも 18歳と決 定 消費者問題が課題に (2022.4 施行)
 - →同時に,飲酒喫煙年齢は据え置き決定 未成年者飲酒禁止 法を,二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律,未成年 者喫煙禁止法を二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 に変更
- 2021 (令 3) **少年法改正** 20 歳未満据え置き 「可塑性」の実感 「特定少年」(18, 19歳)の創設 (2022,4 施行)

(出所) 筆者作成。

したこのリアリティを揺さぶったのが、「18 歳成人」とする民法の 改正である。この成人年齢引き下げの議論はどのような経緯で始まったのか。

まず、18歳成人は世界的な動向である。20世紀半ばまで、欧米諸国の多くは21歳を成人年齢としてきた。ところが、学生運動やベトナム戦争を契機として、選挙権がないのに徴兵されることが問題視され、選挙年齢および成人年齢の18歳への引き下げが世界的機運となる。1979年は国際児童年、1985年は国際青年年と国連総会で宣言され、子ども・若者の社会参加促進の機運も高まった。

日本は、この世界的潮流に乗り遅れた。ずいぶん遅れて、2000年の「21世紀日本の構想」懇談会で選挙年齢の引き下げが言及され、2006年から始まる憲法改正の国民投票に関わる法案の審議の過程で真剣に議論されることになる。翌年の日本国憲法の改正手続きに関わる法律(憲法改正国民投票法)は、3年以内に18歳選挙権を実現するという附則つきで可決される。そのために、2014年に憲法改正国民投票法が、2015年には公職選挙法が改正され、国民投票権も選挙権も18歳からとなった(表序-2)。

この過程で、民法の成人年齢も一致させるという議論が登場し、 2018年に民法が改正される。同時に女子の婚姻年齢が男子と同じ 18歳に揃えられた。当初は、あわせて飲酒・喫煙年齢や少年法の 適用年齢も引き下げることが想定されていた。

ところが、基準は揃えたほうがいいという発想で始まった一連の法改正に、ここでブレーキがかかる。成人年齢引き下げの際にも高校生・大学生の消費者被害などが懸念されていたが、飲酒・喫煙年齢は、世界的にも健康への悪影響が周知されるなか、20歳という基準を維持することが決定された²。

より議論が紛糾したのが、少年法である。非行少年の可塑性を信じ、保護・矯正を期待する論者のみならず、社会防衛を重視する論者からも、対応件数の多い 18~19 歳を対象から外して成人同様に対処することは再犯予防にならないという懸念が寄せられる。結果として、対象年齢は 20 歳未満という定義を維持しつつ、18~19歳を「特定少年」として、重大犯罪の原則逆送や実名報道を認めることで決着した。

法律ごとに立法趣旨が異なるため、線引きは一定でなくともかま

² このとき、公営ギャンブルも20歳解禁に据え置かれている。

わない。しかし、「子ども」と「大人」、「保護」と「自立」の境として、選挙、契約、飲酒・喫煙ができるようになり、少年法で守られなくなる「20歳」という認識は、あまりにも日本社会に定着してしまっていた。成人式をめぐっても、飲酒・喫煙や少年法に保護の要素がいまだ残り、高校在学中にあたる18歳の成人の日よりも、20歳のときのほうが式典の実施に都合がいいと、祝われる側と祝う側双方が思っているのが現状である。「成人」とも「成人の日」とも関係のはっきりしない20歳を招く式典が続けられるという、不思議な状況となっている。

3 批判されながら規範化する成人式

3-1 当初よりの融通無碍な性質

このような空虚な節目である「20歳」を「祝う」儀式が、戦後 に全国的に定着したのが成人式である。

1948 年制定の国民の祝日に関する法律(祝日法)第2条は、「成人の日 一月十五日 おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」と定めている³。これが成人式の根拠法だが、実は、「成人」を民法の成人年齢である20歳と同一視する必要はなく、「祝いはげます」ために各自治体が式典を行うことも書かれていない。

「成人の日」が祝日になった理由に定説はない。国家神道に由来 する戦前の祝日体系との決別が要請される占領下,「子供の日」な

^{3 2000}年のハッピーマンデー導入にともない、「一月の第二月曜日」と改訂されている。



奇妙なものにあふれた この社会で

終章

「成人式」という対象と 「社会学」という方法

ハン・トンヒョン

1 「狭くて広い」本書成立の経緯

執筆者ごとの振り幅の大きな本になった。当然ながらどの章も、成人式という同じ主題を扱っているにもかかわらず。もちろん想像していなかったわけではないが、原稿が出そろい終章を書く段になってあらためて実感している。とはいえ、どの章もまごうことなき「社会学」であり、本書は正しく「成人式を社会学する」になっているはずだ。そのあたりについては後述するが、まずは本書が企画されることになったきっかけについて書いておきたい。

2022年1月,共編著者の元森絵里子(以下,人名については敬称略)の同僚でもあり筆者も面識のある稲葉振一郎が自身のFacebookで、「東京のイケてる私立一貫校卒業生は成人式にクラブ貸し切ってパーティーするのが風習→その理由が自治体の成人式に参加しにくい、というものだった」というTogetter¹をシェアした。

毎年1月,「成人の日」の様子が季節の風物詩的にメディアで報

¹ https://togetter.com/li/1834640 (2024年8月20日確認)。Togetterとは、 Twitter (現 X) 上での投稿を誰でも任意でまとめることのできるウェブ上のサービス。

じられる時期になると、それぞれの「成人式」を経験してきた人びとの間から、(主には報道される「現在の成人式」との異同について)思い出語りを披露する人たちが現れる。SNS普及以降、そのような語りは友人知人はもちろん見知らぬ他人をも巻き込み、また広がりつつ、ときに Togetter といったまとめサイトなどを通じてさらに拡散される。

稲葉の投稿のコメント欄に筆者は、自治体が外国籍の新成人を対象としておらず、ホテルで自主的にパーティを開いていた自分たちのころの朝鮮学校卒業生と構図的な類似性があるのではないかと書き込んだ。もちろんこれも思い出語りではあるが、そこには、在日コリアンとしての自らの経験を社会学的にとらえようとしている筆者のスタンスがあったように思う。また元森も、成人式のこのような大同窓会化は21世紀に入ってからだとコメントした。これもまた、「子ども」をめぐる言説の歴史と現在を描く試みを続けてきた社会学者としての知見にもとづく応答だったはずだ。

とはいえその時点ではよくある雑談にすぎなかった。だが、こうして始まったコメント欄のやりとりを見ながら筆者が思いつきで、「成人式の社会学」で編著本を企画してくれたら自分も在日コリアンのことを書きたいと提案したところ、元森がその場でさっと目次案をつくった。同じ大学院の博士課程で出会いその後もつきあいはあるが、分野も対象も手法も異なるため研究上の直接のつながりはほとんどなかった元森と、「成人式」という主題を媒介にした協働が始まったのはその瞬間だった。

専門は異なるものの、2人とも自らの関心のもと、2022年4月からの成人年齢引き下げにともなう成人式の行方が気になっていたところで、「成人式を社会学すればおもしろい」という確信があったのかもしれない。そして専門が異なるからこそ、その時点で2

人の頭のなかにはそれぞれの関心と持ち場の範囲で、すでに数人の 執筆者の顔が浮かんでいた。実際、本書の目次も執筆者の顔ぶれも、 そのときのアイデアからそう大きく変わってはいない。というわけ で、そうと決まったら早かった。その翌月には2人で企画書を作 成し、やはり、同じ大学院でともに学んだ有斐閣の編集者、四竈佑 介を交えて打ち合わせを行っていた。

本書はこうして始まった。このように、同じ社会学を専攻しつつも手法や対象においては専門の異なる2人の編著者が協働したからこそ、「成人式」という一見「狭い」主題を扱いつつも「広い」射程を持つ、本書の企画が成立したのだと思う。

2 「社会学」とは何か

2-1 自身がかかわる社会事象を正面から

どの章もまごうことなき社会学だと前述した。ではいったい、社会学とはどのような学問だろうか。さまざまな答え方がありうるだろうが、共編著者2人と編集者の恩師のひとりでもある佐藤俊樹によると、社会学は「自分自身がかかわる社会事象を正面から扱う学である」(佐藤 2011:33)。

これは他の学問とは異なる社会学の特徴ともいえるだろう。私たちは社会の外に逃れることはできない。つまり私たちは社会を外から俯瞰して眺めることはできず、だからこそ社会事象を正面から扱うためには、そのなかにいる者として、自覚的に内部観察者にならざるをえない。つまり、社会学者は社会事象を自分とは無関係なものとして扱うことはできず、つねに「適切な距離」をはかりつつ、とりつつ、扱うことになる。

社会の外に逃れられないがゆえに、個々人の行為は社会の文化や規範、それらを含む社会構造の影響を受ける。その一方で、そのようなものとしての社会構造は、個々人の行為の集積によってかたちづくられてもいる。だが、だからこそ、このようないわば循環構造は不変で固定的なものではない。歴史的に変化したり、その属性集団や階層、地域といったそれぞれの「社会」ごとに異なっていたりする。それぞれの視角で、それぞれの方法で、こうした循環構造を明らかにしてきたのが社会学者たちであり、社会学における社会とは、ひとことでいうとこのようなものだ。

また佐藤によれば、社会学の基本的な考え方は「常識をうまく手放すこと」だ(佐藤 2011: 7)。社会学者は、前述したような循環構造のどこかに照準して何らかの具体的な事例——社会事象を扱い、因果や過程を説明しようとする。その説明は社会がこうした循環構造をなしているからこそ、「常識をうまく手放す」という結果に帰結するし、またその説明は、「常識をうまく手放す」ことによって可能にもなる。つまり、社会学者はここでいう常識——社会の文化や規範の「揺れ」や「ずれ」を、時間的・空間的な変化や異同を観察し、分析し、記述することによって明らかにする。

ただしそれは、かつてよくいわれたような「常識を覆す」といった威勢のいいものではない。「うまく手放す」にはそのような含意がある。なぜなら、前述したように社会学者もまた社会の内部にいる存在で、その分析や記述も内部観察の結果であり、またその妥当性は「常識」によって担保される。だからこそ、その結果はまた社会に差し戻されていく。

2-2 「常識をうまく手放す」ために

このような社会学的な観察の方法として、量的調査と質的調査と

いう大きくふたつの流れがある。

前者の計量社会学を専門とする筒井淳也は、高校生向けのインタビューで「ぼくは社会学を、長期的な観点から社会の変化を説明したり、空間的に広い視野で社会について説明したりする学問だと考えています」と述べたうえで、社会の近代化を「分業」のあり方から説明したデュルケムの議論について紹介した。筒井はまた計量社会学的な発想とは何かと問われ、学生にはよく「行動を『性別・年齢・学歴・職業』で説明できるかどうか」を考えるようアドバイスすると答える。「たとえばある学生が恋愛について研究をはじめたとします。恋愛というと、いかにも『心』の動きに焦点を当てたくなるものですが、そこで一歩踏みとどまって、『性別と恋愛観には関係があるのか』『学歴によって恋愛行動や恋愛についての考え方は変わるのか』を検証してみる。すると、とたんに社会学っぽい研究になります。それは、『性別・年齢・学歴・職業』が社会全体の構造に結びついているからなんです」(筒井 2013)。

岸政彦は同じシリーズのインタビューで、後者の質的調査のうち、「一人の生い立ちやいまの暮らしをじっくり聞く」ライフヒストリーが自らの専門だと前おきしたうえで、いろんな人の話を聞くと、世の中にはさまざまな属性を持つ人がいることに気づくことができると話す。「自分とは違う人間がいることに気が付けるのかどうか。そういう存在に気づけるということが、知性というものなんだと思います。社会学を100年前につくったマックス・ウェーバーは、『社会学の役割はひとの合理性を理解することだ』と言っています。ひとが何かをする場合には、外からは不思議に見えても、そこにはそれなりの合理性があるということです」、「じっくり話を聞くと、それぞれみんな、いろんな事情や理由があることが分かります。その事情や理由を理解するのが社会学の役割の一つだと思います。だ

から、私たちは調査をする。自分たちとかけ離れた存在を理解しようと現場に行ってインタビューをする。数字を使うひともいます」 (岸 2015)。

重要なのは、2つに大別したこれらの調査法がけっして相反しているわけではないということだ。社会学者たちは「自分自身がかかわる社会事象を正面から扱う」ため、対象や好みや適性やさまざまな事情に応じて自らが選択した方法論を洗練、発展させつつ、ときに融合させ、また互いに影響を受けたり与えたりしながら、「常識をうまく手放す」ための努力を重ねてきた。

3 「成人式を社会学する」

3-1 差異と変化を追う

前述したような社会学という学知を持つ複数の社会学者たちが、 それぞれの立場から、それぞれの方法論で、1948年の祝日法制定 と1949年の文部次官通達を機に始まり、戦後日本社会に定着した 「成人式」という共通の主題に取り組んだのが、本書だ。

元森は**序**章で、「社会学は、人びとの行為を構成する社会的事象のしくみを明らかにする学問である」と述べたうえで、「『一人前』『大人』などのこの社会の規範が、一方で強化・再生産され、一方で排除や包摂、差異化や抵抗といった力学にさらされるさまを、ジェンダー、階層、学歴、エスニシティ、国籍、年齢階梯といった属性に分けて照らし出す社会学的視角は有用だろう」と説いた。続く各章は、こうして示された「お題」に、それぞれの立場から、それぞれの方法論で、応えている。

第1章で元森は、歴史学や社会学がこれまで蓄積してきた近現

成人式を社会学する

Doing Sociology on Coming-of-Age Ceremonies

2024年12月10日初版第1刷発行

編 者 元森絵里子/ハン・トンヒョン

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17

https://www.yuhikaku.co.jp/

デザイン 吉野 愛

印 刷 株式会社理想社

製 本 大口製本印刷株式会社

装丁印刷 株式会社亨有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2024. Eriko Motomori and Ton-Hvon Han.

Printed in Japan. ISBN 978-4-641-17500-6

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行 業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

□ TCOPY 本書の無所複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopyor.jp)の許諾を得てください。